



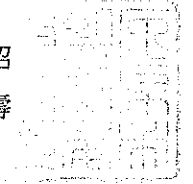
庄原市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した定期監査に係る監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

平成22年5月25日

庄原市監査委員  
同

藤原公昭  
名越峯壽





平成 21 年度

# 監 査 結 果 報 告

( 定 期 監 査 )

平成 22 年 5 月

庄 原 市 監 査 委 員



## 1 監査の対象

平成 20 年度に執行された指定管理事務について、次の事務を対象に監査を実施した。また、監査の必要に応じて、平成 19 年度以前に執行された指定管理事務も監査の対象とした。

なお、藤原公昭監査委員は、株式会社緑の村の理事であるため、地方自治法第 199 条の 2 の規定により、庄原市高野ファーマーズマーケット指定管理事務の監査からは除斥した。

課 及 び 室 名	監 査 対 象 事 務
管 財 課	指定管理者制度の総合調整事務
自 治 振 興 課	庄原市庄原自治振興センター指定管理事務、庄原市高自治振興センター指定管理事務、庄原市本村自治振興センター指定管理事務、庄原市峰田自治振興センター指定管理事務、庄原市敷信自治振興センター指定管理事務、庄原市東自治振興センター指定管理事務、庄原市山内自治振興センター指定管理事務、庄原市北自治振興センター指定管理事務
農 林 振 興 課	庄原市総合交流拠点施設指定管理事務
市 民 生 活 課	庄原市ふれあいセンター指定管理事務、庄原市西城ふれあいセンター指定管理事務、庄原市東城ふれあいセンター指定管理事務、庄原市斎場指定管理事務、庄原市西城斎苑指定管理事務、庄原市東城斎場指定管理事務、庄原市口和斎場指定管理事務、庄原市高野斎場指定管理事務、庄原市比和斎場指定管理事務、庄原市総領斎場指定管理事務
環 境 衛 生 課	庄原市資源化施設指定管理事務、庄原市一般廃棄物最終処分場指定管理事務
高 齢 者 福 祉 課	庄原市老人福祉センター指定管理事務
女 性 児 童 課	庄原市立敷信みのり保育所指定管理事務、庄原市立北保育所指定管理事務、庄原市立三日市保育所指定管理事務
都 市 整 備 課	庄原市上野総合公園指定管理事務
西城支所地域振興室	庄原市西城陸上トレーニングセンター指定管理事務、庄原市ひば道後山高原荘指定管理事務
東城支所保健福祉室	庄原市立東城保育所指定管理事務、庄原市東城健康増進施設指定管理事務
東城支所環境建設室	庄原市東城中央運動公園指定管理事務
口和支所地域振興室	庄原市鮎の里公園指定管理事務
高野支所地域振興室	庄原市高野ファーマーズマーケット指定管理事務
高野支所市民生活室	庄原市高野福祉保健センター指定管理事務
比和支所地域振興室	庄原市自然とやすらぎの里宿泊研修施設指定管理事務、庄原市比和コテージ施設指定管理事務
総領支所地域振興室	庄原市総領リストア・ステーション指定管理事務、庄原市ふるさとセンター田総指定管理事務、庄原市田総の里スポーツ公園指定管理事務、庄原市里山総領特産品加工施設指定管理事務
総領支所市民生活室	庄原市総領デイサービスセンター指定管理事務
生 涯 学 習 課	庄原市総合体育館指定管理事務、庄原市テニスコート指定管理事務、庄原市多目的広場指定管理事務、庄原市多目的広場クラブハウス指定管理事務、庄原市水泳プール指定管理事務
比 和 教 育 室	庄原市比和体育館指定管理事務、庄原市比和総合運動公園指定管理事務

## 2 監査の期間

平成 21 年 10 月 28 日から平成 22 年 3 月 24 日まで

## 3 監査の目的及び方法等

監査対象とした課及び室の指定管理事務が、合規性、経済性、効率性、有効性等の視点から執行されているかを検証することを目的として監査を実施した。

監査の方法は、対象とした課及び室から提出された関係書類を監査するとともに、関係職員からの聴取により実施した。

## 4 監査の結果

監査対象とした課及び室の指定管理事務のうち、改善、検討を必要とするものについては、以下のとおりであるので、適切な措置を講じられたい。

なお、財政援助団体等監査において監査対象とした団体の所管課及び室の指定管理事務の監査結果については、財政援助団体等監査結果報告書に掲載した。

### [ 各所管課・室 共通 ]

#### (1) 事業計画書及び事業報告書について

各事業年度において基本協定に基づき指定管理者から提出される事業計画書については、指定管理業務の実施計画書であり、適正な計画となっているか確認することが必要である。

また、基本協定に基づき指定管理者から提出される事業報告書については、計画が達成されているか検証することが重要である。

上記のことに留意され、適正な事務執行に努められたい。

#### (2) 業務実施状況の確認について

指定管理施設の管理の適正を期するためにも、各事業年度において基本協定に基づき業務と経理の実施状況の現地確認に努められ、是正すべき点は改めるよう指定管理者を指導されたい。

#### (3) 業務の第三者による実施について

指定管理者は指定申請時に市へ提出した事業計画書において、管理業務の一部を第三者により実施させることを計画しているが、委託業者等の決定後、基本協定に基づき書面により市の承諾を受け管理業務を第三者に実施させるよう指定管理者を指導されたい。

#### **(4) 指定管理料の支出について**

年度途中で指定管理料を支出する場合、会計規則に基づき概算払で支出し、債務確定後に精算をされたい。なお、概算払は会計年度独立の原則の例外とならないため、会計上の精算手続きは年度内に行われたい。

#### **(5) 行政財産の目的外使用について**

施設利用者の利便性を向上することを目的として、自動販売機が設置されている指定管理施設については、公有財産管理規則に基づき市の許可手続きを講じるよう指定管理者もしくは自動販売機設置業者を指導されたい。

### **[ 管 財 課 ]**

#### **(1) 行政財産の目的外使用に係る使用料の減免について**

行政財産使用料条例第6条第5号の規定（市長が特別な理由があると認めるとき）により施設内の自動販売機設置に係る行政財産使用料を減免したのが見受けられた。公平性の確保のうえからも、明確な減免基準を示されたい。

#### **(2) 指定管理事務マニュアルについて**

指定管理事務は、関係法令等に加え、平成17年8月に企画課が示した「公の施設の指定管理者制度導入・運用について」に基づいて行われている。しかし、指定管理者制度創設から6年経過する現在、内容の検証を行い適正な更新を検討されたい。

#### **(3) ホームページへの指定管理者制度の掲載について**

平成15年6月に指定管理者制度が法制化され、本市の指定管理施設は平成21年11月現在186施設で、今後さらに増加が見込まれている。

広報紙等により、指定管理者制度の周知を図られてきたところであるが、ホームページに指定管理者制度に関する記事が未掲載となっている。指定管理者制度の目的や指定管理施設等を広く周知するため、指定管理者制度に関する記事をホームページに掲載されたい。また、施設の利用促進を図るうえからも、多様な広報の方法を検討されたい。

### **[ 自治振興課 ]**

#### **(1) 事業報告書について**

ア（庄原市庄原自治振興センター外7自治振興センター指定管理事務）

収支決算書の収入及び支出の科目について各自治振興センターで任意に設定

されているため、各自治振興センター間の経理状況の比較ができない状況となっている。自治振興課が経理規定を示し、自治振興センターにおいて統一した経理となるよう改善されたい。

イ（庄原市東自治振興センター指定管理事務）

指定管理業務とその他の業務の会計を合算した収支決算書が提出されていた。指定管理業務とその他の業務の会計を明確に区分し、収支決算書を作成するよう指定管理者を指導されたい。

ウ（庄原市峰田、敷信、東、山内自治振興センター指定管理事務）

収支決算書に利用料金の収入科目がなかった。利用料金徴収施設として条例で定めている場合は、利用料金の収入がなかった場合でも、収支決算書の収入の科目に利用料金がゼロであったことを記載するよう指定管理者を指導されたい。

**[ 市民生活課 ]**

**(1) 管理施設の許可業務について（庄原市ふれあいセンター、西城及び東城ふれあいセンター指定管理事務）**

指定管理者は施設の一般使用の許可業務のみで、営利、宣伝等での使用については、市が使用許可業務を行っている。基本協定に基づき営利、宣伝等での使用についても許可業務を行うよう指定管理者を指導されたい。

なお、施設利用者が営利、宣伝等で使用する場合、市が発行した納付書により、指定金融機関等に使用料を納付しているが、施設利用者の利便性を考慮し、指定管理者による施設使用料の徴収業務を検討されたい。

**(2) 事業計画書について（庄原市ふれあいセンター外9施設指定管理事務）**

基本協定に基づく事業計画書が提出されていなかった。計画書の提出を求めるとともに、計画書の内容を確認されたい。

**[ 環境衛生課 ]**

**(1) 事業報告書について（庄原市資源化施設、一般廃棄物最終処分場指定管理事務）**

事業報告書の中の業務実績を確認したところ、指定管理業務が適正に実施されているか検証することが困難であった。業務実績についての詳細な資料を提出するよう指定管理者を指導されたい。



## [ 女性児童課 ]

### (1) 事業報告書について（庄原市立北、三日市保育所指定管理事務）

収支決算書を見たところ、事務費として人件費に15%を乗じた額が計上されていた。収支決算書には、収入及び支出の事実に基づく額を記入するよう指定管理者を指導されたい。

## [ 都市整備課 ]

### (1) 事業報告書について（庄原市上野総合公園指定管理事務）

ア 業務実施報告書を確認したところ、一部の業務において仕様書どおりに行われていなかった。業務の履行状況を確認するとともに、実施しない場合は、今後、書面で事前に申し出、報告を行うよう指定管理者を指導されたい。

イ 指定管理料に共催事業の経費が積算されているが、委託事業と推察されるので費目等を検討されたい。

## [ 西城支所地域振興室 ]

### (1) 事業計画書について（庄原市ひば道後山高原荘指定管理事務）

基本協定に基づく事業計画書が提出されていなかった。計画書の提出を求めるとともに、計画書の内容を確認されたい。

### (2) 事業報告書について（庄原市ひば道後山高原荘指定管理事務）

ア 指定管理業務とその他の業務の会計を合算した収支決算書が提出されていた。指定管理業務とその他の業務の会計を明確に区分し、収支決算書を作成するよう指定管理者を指導されたい。

イ 利用料金収入額の徴収内訳資料が提出されていなかった。適正に利用料金が収入されているかを確認するために欠かせないので、提出するよう指定管理者を指導されたい。

## [ 東城支所保健福祉室 ]

### (1) 事業計画書について（庄原市立東城保育所指定管理事務）

基本協定に基づく事業計画書が提出されていなかった。計画書の提出を求めるとともに、計画書の内容を確認されたい。

## [ 東城支所環境建設室 ]

### (1) 管理施設の修繕について（庄原市東城中央運動公園指定管理事務）

1件5万円以上の管理施設の修繕について、指定管理者と市は口頭により協議していたとのことであるが、基本協定に基づき書面により協議されたい。

また、基本協定に定められた修繕に関する実績報告書が提出されていなかったため、指定管理者を指導するとともに、適正に精算されているか検証されたい。

### (2) 事業報告書について（庄原市東城中央運動公園指定管理事務）

ア 人件費、事務費等の科目を設けているが、科目の内訳が記載されていないため、指定管理業務に関する会計が適正に執行されているか把握が困難であった。科目の内訳を収支決算書に記載するか、別紙として添付するよう指定管理者を指導するとともに、適正に執行されているか検証されたい。

イ 利用料金収入額の徴収内訳資料が提出されていなかった。適正に利用料金が収入されているかを確認するために欠かせないので、提出するよう指定管理者を指導されたい。

### (3) 指定管理料の支出について（庄原市東城中央運動公園指定管理事務）

6月に指定管理料全額が支払われていた。他施設と同様に四半期ごとの概算払に変更されたい。

### (4) 利用料金の決定について（庄原市東城中央運動公園指定管理事務）

指定管理者は、利用料金の額の決定にあたり事前に市の承諾を受けていなかったため、地方自治法及び基本協定に基づく適正な事務手続きを行うよう指定管理者を指導されたい。

## [ 高野支所地域振興室 ]

### (1) 管理施設の修繕について（庄原市高野ファーマーズマーケット指定管理事務）

1件5万円以上の管理施設の修繕について、指定管理者と市は口頭により協議していたとのことであるが、基本協定に基づき書面により協議されたい。

### (2) 利用料金の決定について（庄原市高野ファーマーズマーケット指定管理事務）

指定管理者は、利用料金の額の決定にあたり事前に市の承諾を受けていなかったため、地方自治法及び基本協定に基づく適正な事務手続きを行うよう指定管理者を指導されたい。

## [ 高野支所市民生活室 ]

### (1) 事業報告書について（庄原市高野福祉保健センター指定管理事務）

ア 収支決算書を見たところ、指定管理業務とその他の業務の会計を合算し、収支決算書が作成されていたため、約 800 万円の赤字決算となっていた。指定管理業務とその他の業務の会計を明確に区分し、収支決算書を作成するよう指定管理者を指導されたい。

イ 自動販売機の電気代について、利用料金収入として計上されていたので、その他収入で計上するよう指定管理者を指導されたい。

ウ 人件費、保守料等の科目を設けているが、科目の内訳が記載されていないため、指定管理業務に関する会計が適正に執行されているか把握が困難であった。科目の内訳を収支決算書に記載するか、別紙として添付するよう指定管理者を指導するとともに、適正に執行されているか検証されたい。

## [ 総領支所地域振興室 ]

### (1) 事業報告書について

ア（庄原市ふるさとセンター田総指定管理事務）

食事代に係る収入が、利用料金収入として計上されていたので、その他収入で計上するよう指定管理者を指導されたい。

イ（庄原市ふるさとセンター田総指定管理事務）

指定管理業務とその他の業務の会計を合算した収支決算書が提出されていた。指定管理業務とその他の業務の会計を明確に区分し、収支決算書を作成するよう指定管理者を指導されたい。

### (2) 指定管理料の支出について（庄原市総領リストア・ステーション外 3 施設指定管理事務）

指定管理料を 5 回に分けて支払っているが、基本協定に基づき 4 回に分けて概算払されたい。

### (3) 利用料金の決定について（庄原市里山総領特産品加工施設指定管理事務）

指定管理者は、利用料金の額の決定にあたり事前に市の承諾を受けていなかったため、地方自治法及び基本協定に基づく適正な事務手続きを行うよう指定管理者を指導されたい。

**[ 教育委員会生涯学習課 ]**

**(1) 事業報告書について（庄原市総合体育館外4施設指定管理事務）**

ア 利用料金収入額の徴収内訳資料が提出されていなかった。適正に利用料金が収入されているかを確認するために欠かせないので、提出するよう指定管理者を指導されたい。

イ 指定管理者はストーブ使用料として燃料代の実費相当分を施設利用者から徴収しているが、条例に基づかない使用料の徴収であるため、適正な徴収となるよう検討されたい。

## む す び

今回の定期監査では、平成 20 年度に執行された指定管理事務を中心に、併せて関係する財政援助団体等監査を実施しました。

公の施設の管理については、平成 15 年 9 月の地方自治法の改正により、従来の管理委託方式で限定的に委託の対象とされていた公共的団体等のほか、新たにその委託対象に民間事業者も加えることが可能となる指定管理者制度が導入され、多様化する市民ニーズにより効率的、効果的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力やノウハウを幅広く活用し、住民サービスの向上と経費の節減を図ることが可能となりました。

こうしたことから、本市では本制度の導入に向けた条例等の整備が行われ、平成 21 年 11 月現在、公の施設 447 施設のうち、186 施設が指定管理者により管理運営が行われており、今後さらに増加していくものと思われます。

このため、本制度の本格導入から 4 年経過していることや、具体的な制度設計が各自治体に委ねられている点からも、これらの施設に係る管理等が適正かつ効率的、効果的に行われ、市民サービスの向上等に寄与しているかの検証と総括により、より良い制度に構築していく必要があります。

今回の監査において、個々に指摘、要望した事項への適切な対応が行われるとともに、全体的には、基本協定に基づく事務手続きの適正化をはじめ、利用料金収入や指定管理料の適正な積算と精算、実体に則した内容による協定締結、業務履行状況等の確認の徹底など、指定管理者制度の導入目的を実現するための措置が間断なく講じられることを期待するものです。